



## 検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
このたび、「保医発0318第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたのでご案内いたします。  
お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

### 記

- 適用日                   2021年(令和 3年) 3月18日から適用
- 一部変更項目
  - ・SARS-Cov-2抗原検出   ..... 新たに測定方法が追加
  - ・SARS-Cov-2核酸検出   ..... 参照する退院基準が変更

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

検査項目	実施料	判断区分 判断料	診療報酬 点数区分	備考
SARS-CoV-2 抗原検出	600点 (150点×4回分)	免疫 144点	「D012」 感染症免疫 学的検査の 25	<p>SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</p> <p>COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</p> <p>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p> <p>上記に加え、COVID-19 の治療を目的として入院している者に対し、退院可能かどうかの判断を目的として化学発光酵素免疫測定法(定量)又は電気化学発光免疫測定法(定量)によるSARS-CoV-2 抗原検出を実施した場合は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和3年2月25 日健感発0225 第1号)の「第1退院に関する基準」に基づいて実施した場合に限り、1回の検査につき上記のように合算した点数を算定する。なお、検査を実施した日時及びその結果を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>
SARS-Cov-2 核酸検出	<p>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託して実施した場合 :450点×4回分</p> <p>それ以外の場合 :450点×3回分</p>	微生物 150点	「D023」 微生物核酸 同定・定量検 査の12	<p>※詳細略</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」 (令和3年2月25 日健感発0225 第1号)</p>

※ 下線部が、「保医発0318第1号」により一部変更された部分になります。